

仙台市客引き行為等の禁止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境を確保し、もって魅力と活力のある安全で快適な街の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 客引き行為等 道路その他公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。
 - イ 客引き行為（相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。ロ及び第七条において同じ。）
 - ロ 客待ち行為（客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。）
 - ハ 勧誘行為（相手方を特定して、役務に従事するように勧誘する行為をいう。ニにおいて同じ。）
 - ニ 勧誘待ち行為（勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。）
- 二 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- 三 事業者等 事業（その準備行為を含む。）を行う者又はその従業者をいう。
- 四 町内会等 町内会その他の地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。）及び商店街振興組合をいう。

(市の責務)

第三条 市は、第一条の目的を達成するため、客引き行為等の禁止に関し必要な施策を推進するものとする。

- 2 市は、前項の施策の推進に当たっては、町内会等及び警察署その他の関係機関と連携を図るとともに、必要な協議を行い、又は協力を求めるものとする。

(市民等及び事業者等の責務)

第四条 市民等及び事業者等は、前条第一項の施策に協力するよう努めなければならない。

(客引き行為等禁止区域の指定)

第五条 市長は、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境を確保するため特に必要があると認める区域を、客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、仙台市安全安心街づくり条例（平成十八年仙台市条例第三号）第九条第一項の仙台市安全安心街づくり推進会議の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第一項の規定により禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、第一項の規定による禁止区域の指定を変更し、

又は解除することができる。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による禁止区域の指定の変更及び解除について準用する。

(禁止区域における客引き行為等の禁止)

第六条 何人も、禁止区域において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

(禁止区域における客引き行為を用いた営業の禁止)

第七条 事業者等は、禁止区域で客引き行為をした者又は当該客引き行為に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該事業者等の店舗に立ち入らせてはならない。

(禁止区域における事業者等の責務)

第八条 事業者等は、禁止区域において、屋外で従業者その他の者に事業に関する宣伝をさせるときは、その者に対し、客引き行為等の禁止に関する指導を行わなければならない。

(禁止区域における市及び町内会等の協力)

第九条 市及び町内会等（禁止区域をその区域又は地区に含むものに限る。）は、禁止区域における客引き行為等をさせないための取組を協力して行うものとする。

(勧告)

第十条 市長は、第六条又は第七条の規定に違反する行為（第十八条を除き、以下「違反行為」という。）をした者に対し、当該違反行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第十一条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(報告の徴収等)

第十二条 市長は、前二条の規定の施行に必要な限度において、違反行為をした者に対し、必要な報告をさせることができる。

2 市長は、前二条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等の事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 前項の規定により立ち入り及び調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立ち入り及び調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第十三条 市長は、第十一条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

一 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 公表の原因となる事実

三 その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者について、次に掲げる事項を公表することができる。

一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 公表の原因となる事実

三 その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第一項又は前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

（土地等の所有者等への通知）

第十四条 市長は、前条第一項又は第二項の規定による公表をしたときは、当該公表がされた者の業務の用に供されている土地又は建物の所有者若しくはこれらを貸し付けている者又はこれらの管理者に対し、当該公表の内容を通知することができる。

（情報提供）

第十五条 市長は、第十条及び第十一条の規定の施行に必要な限度において、関係警察署長その他関係機関の長又は関係団体の代表者に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 市長は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係警察署長その他関係機関の長に対し、違反行為に関する情報その他の客引き行為等に関する情報の提供を行うことができる。

（委任）

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第十一条の規定による命令に違反した者

二 第十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（両罰規定）

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条から第十五条まで、第十七条及び第十八条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。